

第二期長野市障害福祉計画

平成21年3月
保健福祉部障害福祉課

第1編 総論

第1章 計画策定に当たって

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 | 障害者自立支援法の概要 | 2 |
| 3 | 障害者自立支援法の見直し | 4 |
| 4 | 障害者の状況 | 5 |

第2章 計画の概要

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 基本理念 | 8 |
| 2 | 計画の目的及び特色 | 8 |
| 3 | 計画の期間 | 10 |
| 4 | 平成23年度の目標値 | 10 |

第2編 各論

第1章 障害福祉サービスの充実のために

- | | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 訪問系サービス | 13 |
| | 訪問系サービスの概要、現状及びサービス見込量 | |
| 第2節 | 日中活動系サービス | 16 |
| | 日中活動系サービスの概要、現状及びサービス見込量 | |
| 第3節 | 居住系サービス | 23 |
| | 居住系サービスの概要、現状及びサービス見込量 | |
| 第4節 | 相談支援 | 25 |
| | 相談支援の概要、現状及びサービス見込量 | |

第2章 地域生活支援の充実のために

- | | | |
|-----|---------------------|----|
| 第1節 | 必須事業 | 26 |
| | 必須事業の概要、現状及びサービス見込量 | |
| 第2節 | 任意事業 | 33 |
| | 任意事業の概要、現状及びサービス見込量 | |

第3章 サービス確保のために

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 訪問系サービス | 36 |
| 2 | 日中活動系サービス | 37 |
| 3 | 居住系サービス | 37 |
| 4 | 相談支援 | 37 |
| 5 | 地域生活支援 | 37 |

第1編

総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 計画の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害者福祉施策については、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代わり、平成15年4月から障害者自らがサービスを選択し事業者と対等な関係に基づき、契約により福祉サービスを利用する「支援費制度」が導入され、サービス量の拡充が図られました。

しかし、新たな利用者の急増、施設入所利用者の入所期間の長期化、また、サービス提供体制が地域により異なっていること、精神障害者が対象となっていないことなど支援費制度には解決すべき課題が多くありました。

これらの課題を解決し、今後も安定的なサービスの提供と障害者の自立した生活、社会活動の確立を目指し「障害者自立支援法」が成立しました。

本計画は、障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、必要な障害福祉サービス、相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業を計画的に提供するため、そのサービス提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するために策定するものです。

2 障害者自立支援法の概要

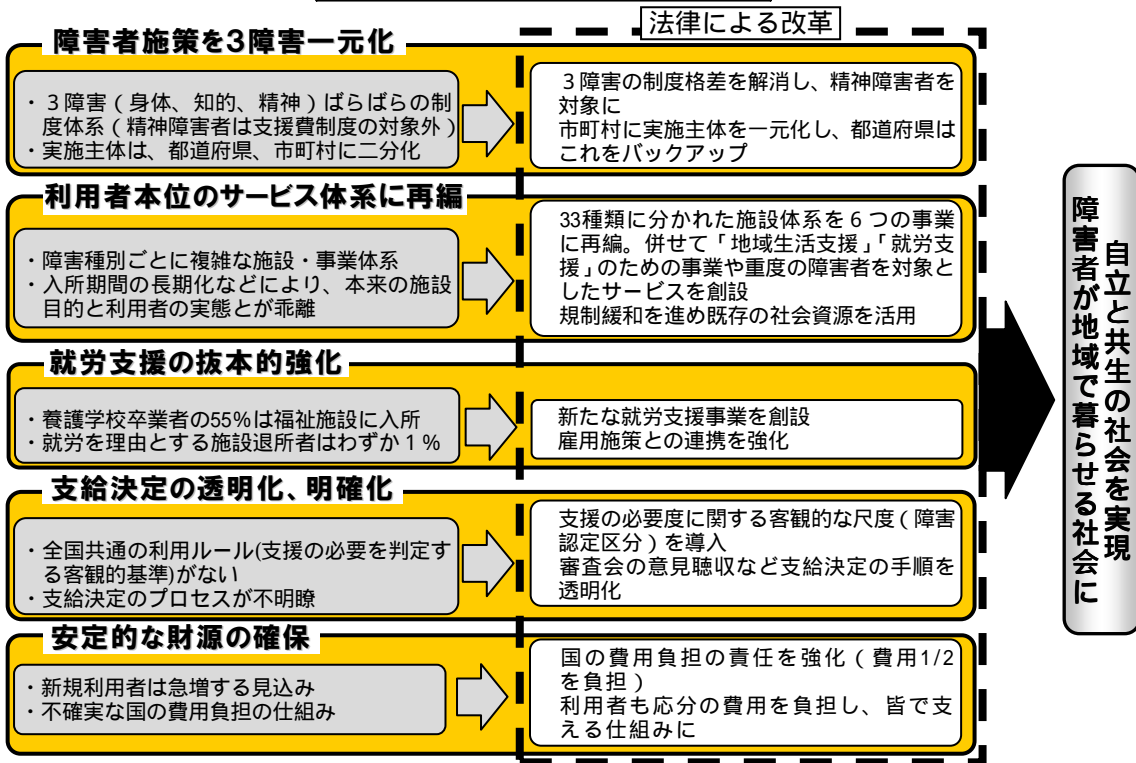
支援費制度の「自己決定と自己選択」、「利用者本位」の理念を継承しつつ、障害のある人もない人も共に等しく日常生活、社会生活をおくることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うこととした障害者自立支援法は、平成17年10月成立し、平成18年4月一部施行、同年10月全面施行されました。

○障害者自立支援法の施行に伴う障害者に対する改正点は、次の5点に整理されます。

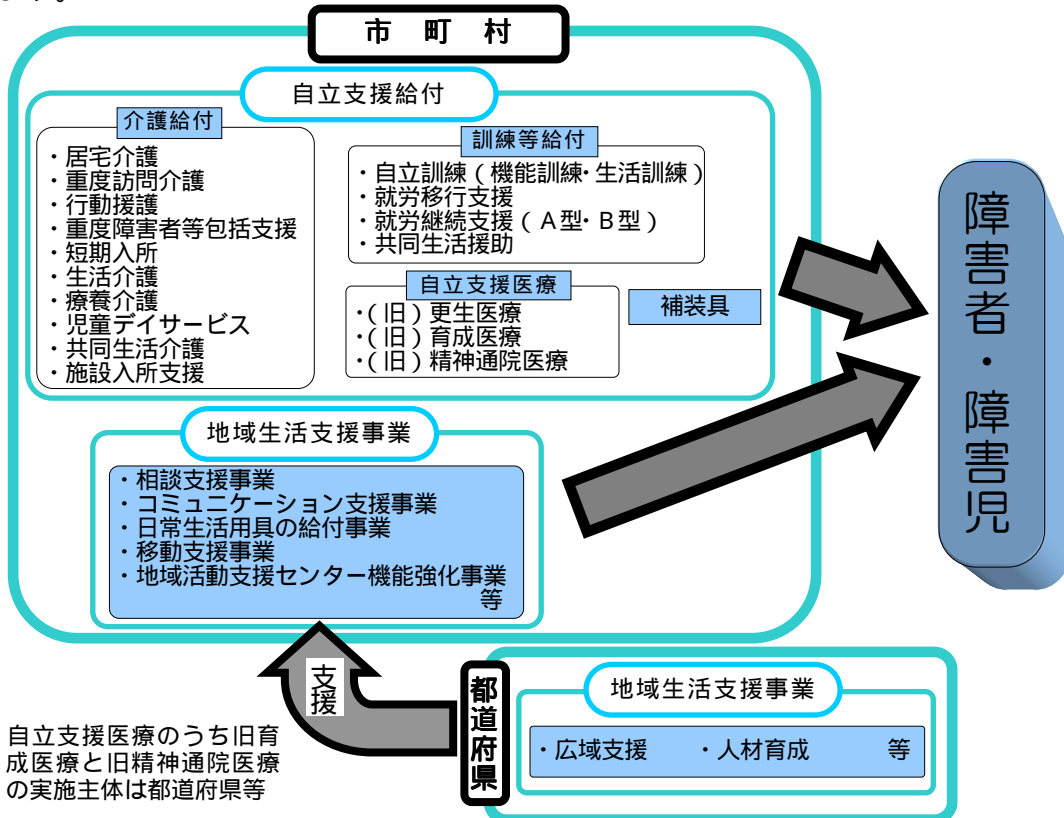
- ①障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。
- ②障害者に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。
- ③サービスを利用する人も含めて、制度を全体で支え合うためにサービスの利用量と所得に応じた費用負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化し、必要なサービスを計画的に行うよう充実させる。
- ④就労支援について抜本的に強化する。
- ⑤支給決定の仕組みの透明化、明確化する。

ノーマライゼーション：障害者や高齢者等社会的不利を負う人を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする考え方、方法。北欧から世界に広がった、障害者福祉の最も重要な理念。

障害者自立支援法のポイント



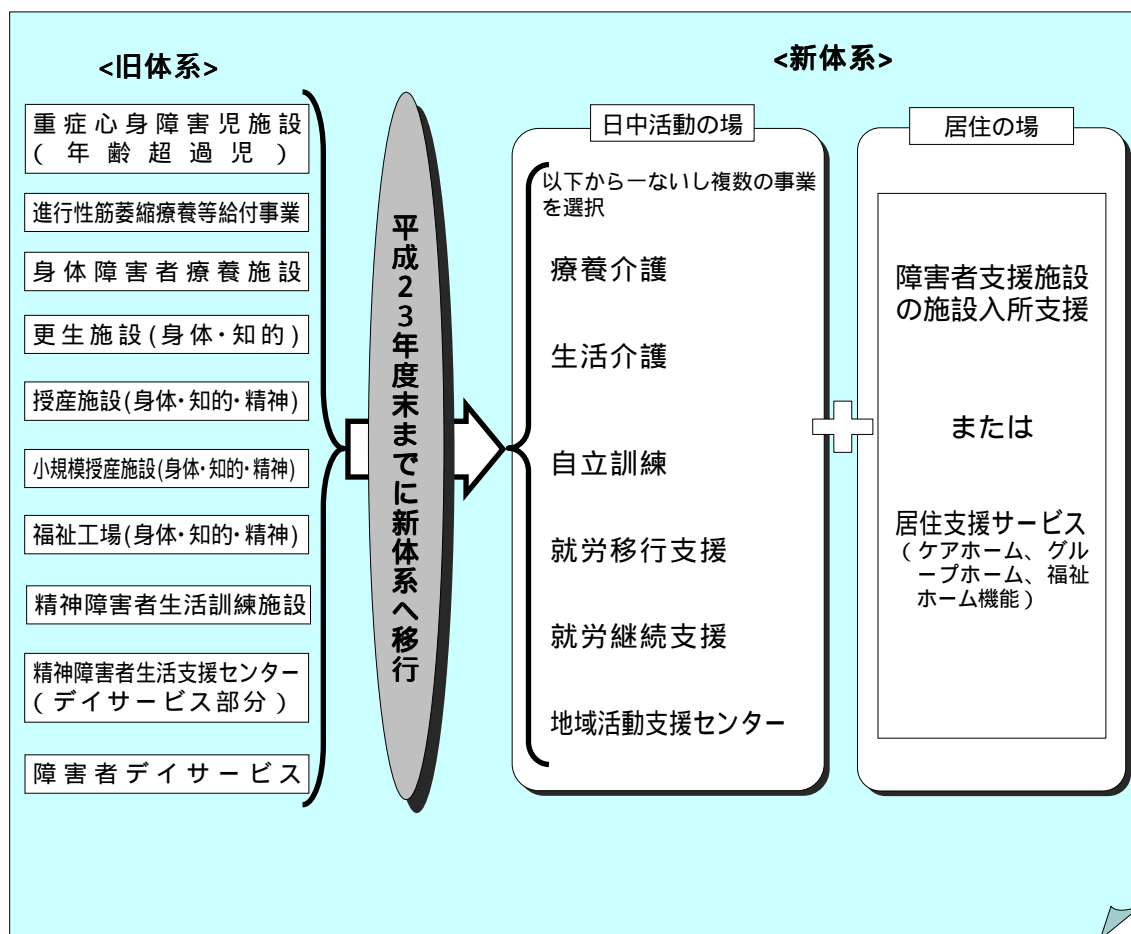
障害の種別にかかわらず、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供していきます。市町村は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2事業を実施します。



自立支援医療のうち旧育成医療と旧精神通院医療の実施主体は都道府県等

サービス体系の再編に当たっては、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」とに分けて、それぞれ独立したサービスを整備しました。例えば入所施設も、施設での24時間連続した生活ではなく、地域と交わる暮らしへと変わっていくことが想定されます。

この新体系の下でのサービスは、平成18年10月から展開していますが、最終的に切り替わるのは平成23年度です。



3 障害者自立支援法の見直し

障害者自立支援法の附則では、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされており、「社会保障審議会障害者部会」において施策全般にわたり検討が行われ、部会報告が取りまとめられました。

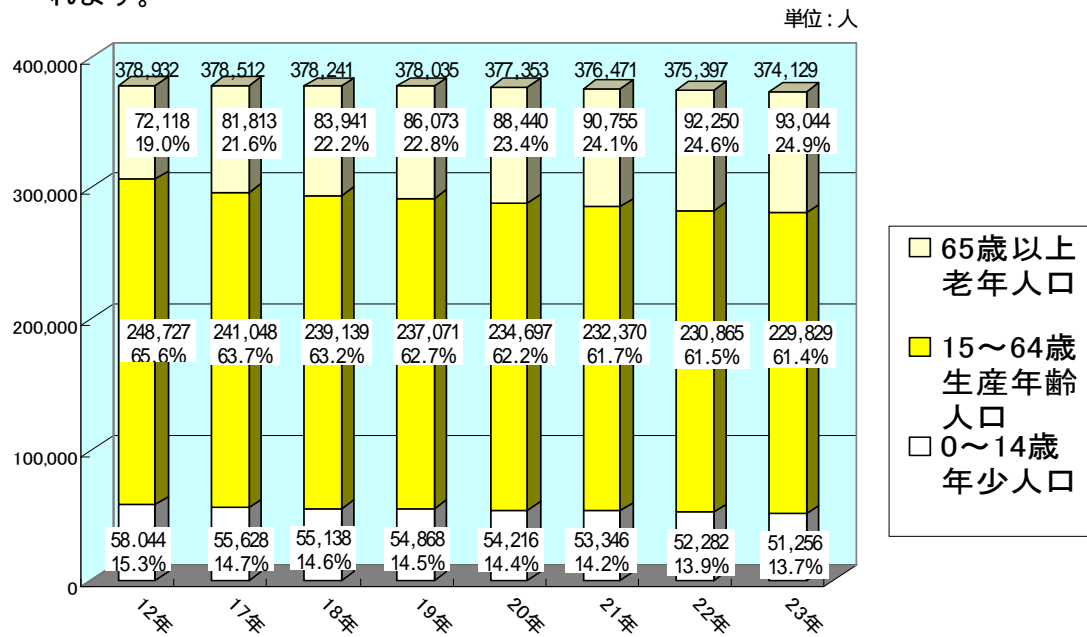
この部会報告を受けて、障害者自立支援法の見直し等が行われた場合、それに伴い、策定された障害福祉計画を変更する場合があります。

4 障害者の状況

(1) 長野市の人口構造

長野市の人口は、平成18年から減少傾向にあり、平成23年の推計総人口は374,129人となり、平成17年と比較し1.2%の減少となっています。

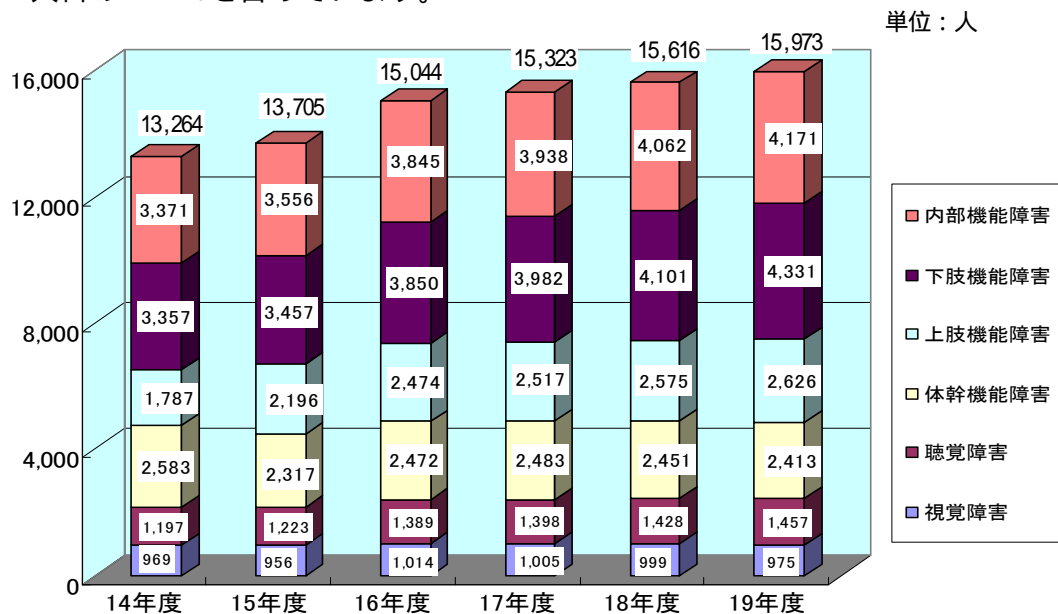
65歳以上の人口は、13.7%増加し、今後も人口構造は同様に推移すると予想されます。



(平成12、17年は総務省「国勢調査」、平成12年は、合併旧町村含む。平成18、19年は、長野県毎月人口異動調査、平成20年以降は、長野市企画課推計)

(2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者から把握した身体障害者数は、平成19年度15,973人で、人口の4.2%を占めています。

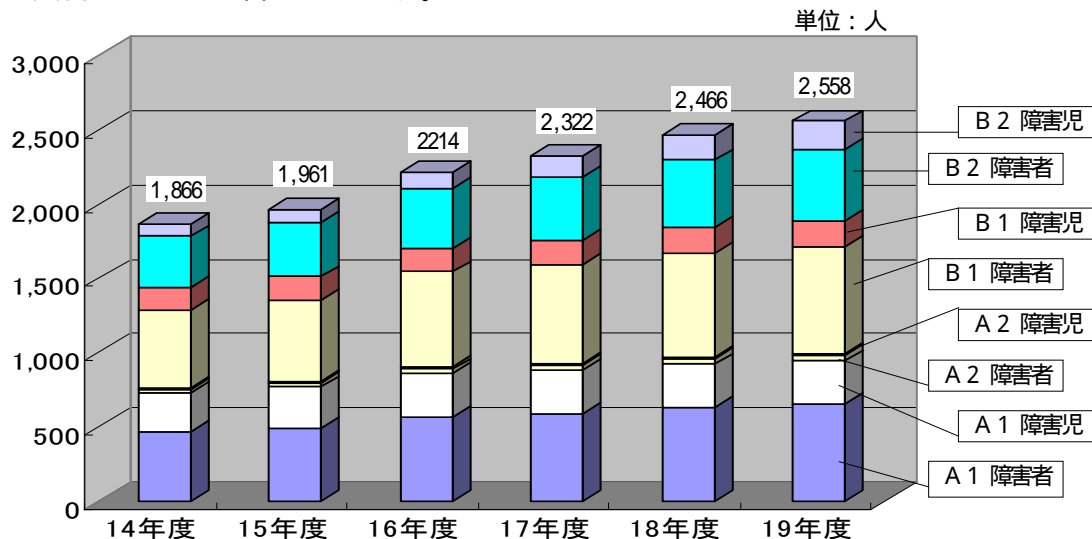


(平成15年度以前は旧長野市分 各年度3月31日現在、長野市福祉統計書)

第1章 計画策定に当たって

(3) 知的障害者・児

療育手帳所持者から把握した知的障害者・児数は、平成19年度 2,558人で、人口の 0.7%を占めています。

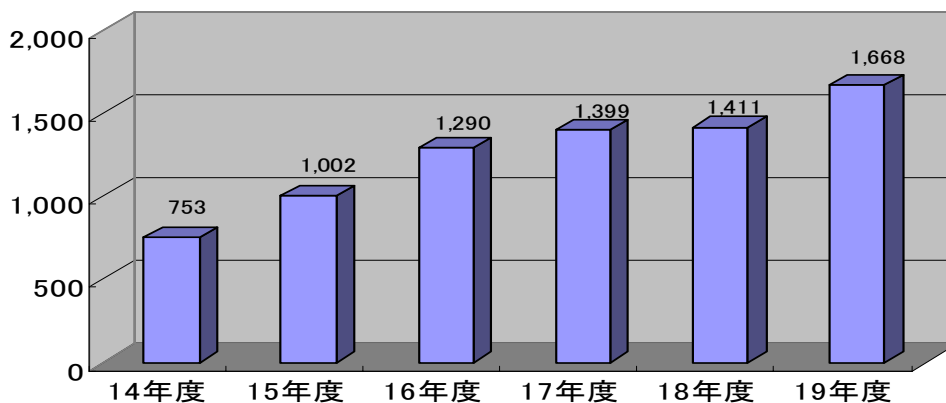


		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
A1	障害者	468	495	571	592	630	657
	障害児	267	275	288	289	293	287
A2	障害者	19	23	30	34	41	41
	障害児	12	11	14	13	10	7
B1	障害者	524	552	641	664	698	719
	障害児	149	154	158	163	169	175
B2	障害者	345	365	400	425	455	485
	障害児	82	86	112	142	170	187
計		1,866	1,961	2,214	2,322	2,466	2,558

(平成15年度以前は旧長野市分 各年度3月31日現在、長野市福祉統計書)

(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者から把握した精神障害者数は、平成19年度 1,668人で、人口の 0.4%を占めています

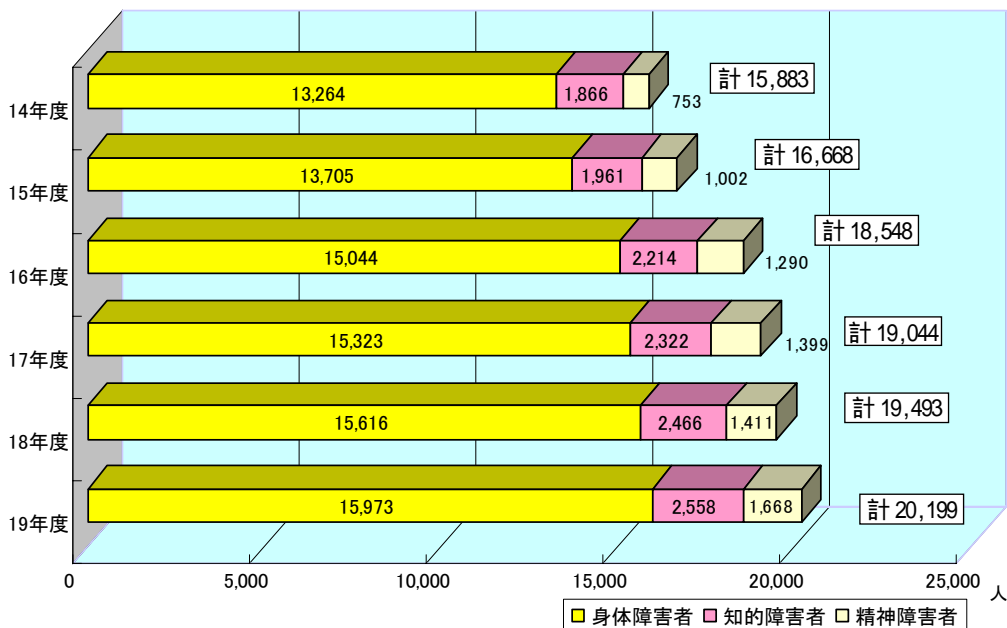


平成15年度以前は旧長野市分 各年度3月31日現在、長野市福祉統計書)

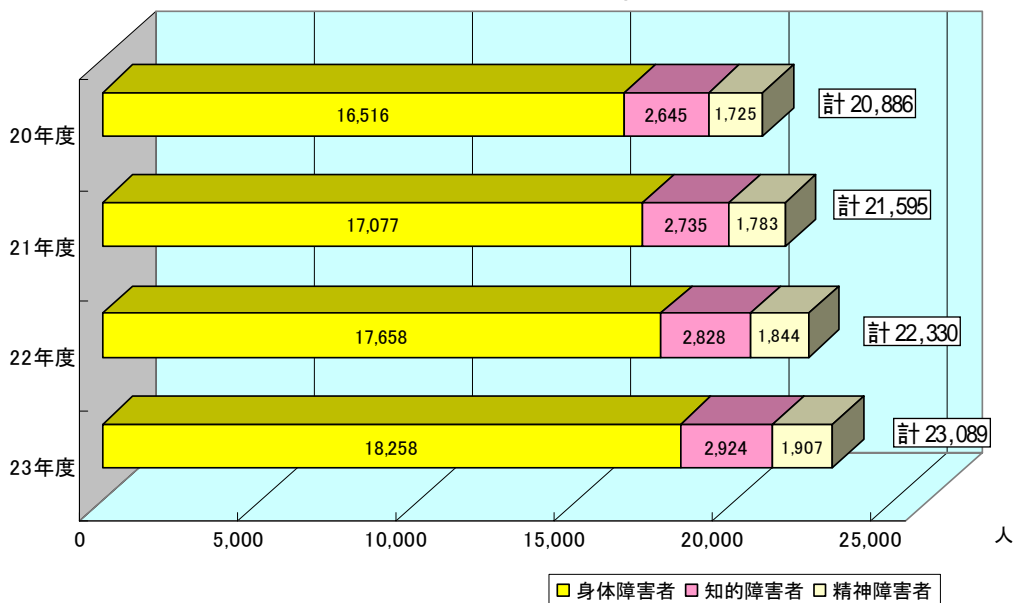
(5) 3障害の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推計は、平成14年度から平成19年度までの3障害者の状況から年3.4%の増として算出しました。目標年次の平成23年度の3障害手帳所持者は、23,089人となり、平成19年と比較し14.3%の増加となります。

障害別手帳交付状況



障害別手帳交付状況推計



第2章 計画の概要

1 基本理念

障害福祉計画の策定に当たって、国の策定指針では「障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画を策定することが必要である。」としています。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

(2) 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を市町村とする仕組みに統一したこととともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化したことにより、精神障害者に対するサービスをはじめとした障害福祉サービス等の充実を図り、地域間の格差が生じることのないよう均衡を図る。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進める。

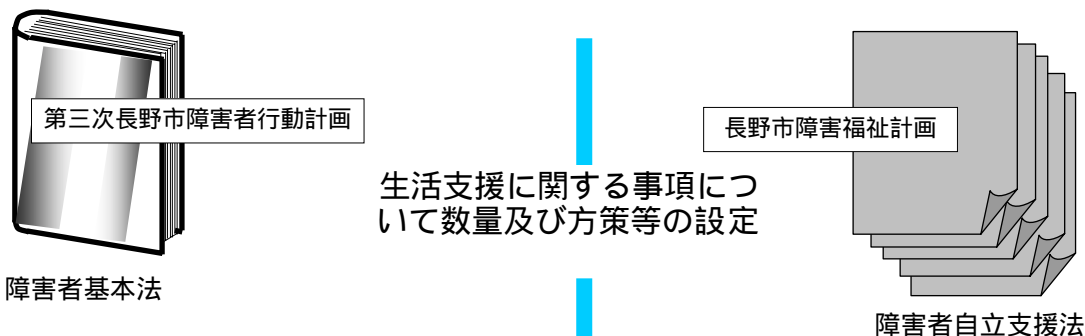
2 計画の目的及び特色

本市では、平成13年に「地域において、障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で選択し、社会活動に参画でき、人間としての尊厳をもって当たり前の生活を送れる社会を創造すること。」を基本理念に、長期的展望に立った障害者福祉計画「第三次長野市障害者行動計画」を策定し健康福祉のまち実現に努めてきました。

平成18年度から施行された「障害者自立支援法」では、自立支援のための障害福祉サービス、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、市町村に障害福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、「第三次長野市障害者行動計画」のうち、生活支援に関する事項についてサービスの見込量を推計し、その見込量確保のための方策等を設定し、計画的に障害者の自立のための施策を実施するよう策定するものです。

障害福祉サービス：障害者自立支援法に基づき、再編成されたサービス。詳細は次ページ参照。



計 画 の 体 系

1 障害者理解の促進

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) ボランティア活動等への支援
- (3) 権利擁護の充実

2 地域支援策の推進

- (1) 相談体制及び情報収集・提供の充実
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 施設福祉サービスの充実

3 社会的自立の促進

- (1) 雇用・就業の促進
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (4) 障害者向け住宅の供給等の充実
- (5) 建築物の整備促進
- (6) 移動・交通手段の充実
- (7) スポーツレクリエーション及び文化活動の促進
- (8) 防犯・防災対策の推進

4 早期療育体制・教育の充実

- (1) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (2) 教育支援の充実

障害福祉サービスの充実

訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・療養介護
- ・自立訓練
（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
（A型・B型）
- ・児童デイサービス
- ・短期入所（ショートステイ）

居住系サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・施設入所支援

相談支援

地域生活支援事業の充実

必須事業

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター

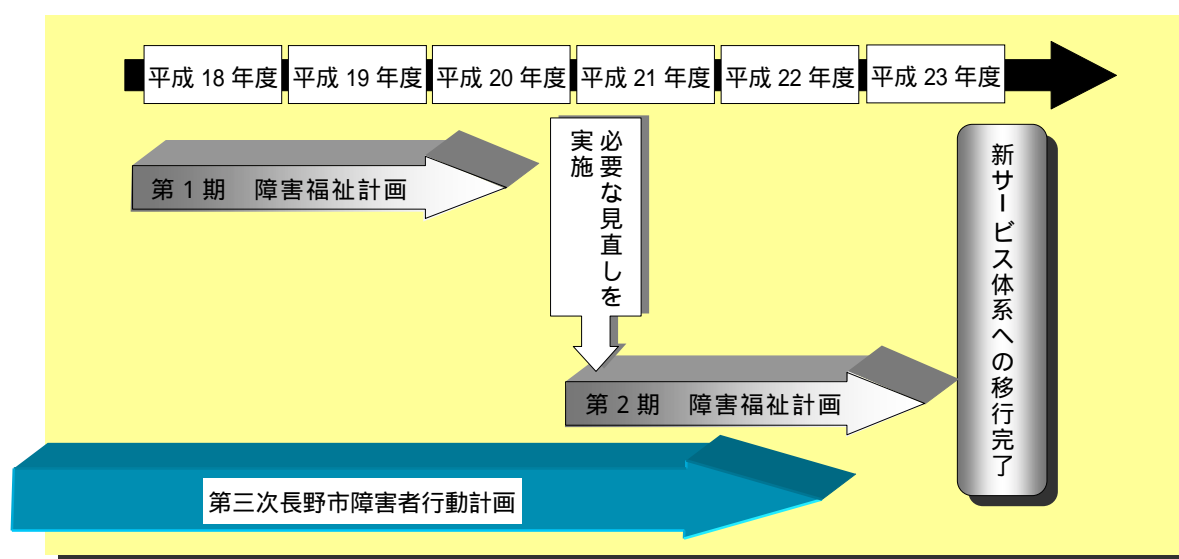
任意事業

- ・その他障害者施策

3 計画の期間

障害福祉計画は、平成18年度から平成23年度までを計画期間としていますが、障害者自立支援法に基づく新体系での事業が平成18年10月から全面施行されたことから、平成18年10月から平成20年度までの2年6か月間を第一期の計画期間とし、平成20年度に必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを第二期の計画期間とし改定します。

また、毎年度新体系への移行状況を把握し、計画の点検と評価を実施します。



4 平成23年度の目標値

障害者等の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、新サービス体系に完全移行する平成23年度の数値目標を、次のように設定します。

(1) 入所者の地域生活への移行

- ・長野県の指針では、西駒郷と民間施設の地域移行において全国に先駆けた取り組みを行っており、およそ国の目標値(入所者数の1割)の2倍の目標値(入所者数の18%)を掲げていることから、本市においても平成17年度の施設入所者数の18%以上の方が地域移行することを目標としています。

項 目	数 値
第一期計画策定時(平成17年度)の入所者数[a]	4 3 9 人
平成23年度の入所者数[b]	3 8 0 人
削減見込者数[c] = [a] - [b]	5 9 人
新たな施設入所者数[d]	2 5 人
【平成23年度目標値】 地域生活への移行者数[c] + [d]	8 4 人

(2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行

・地域で受け入れ態勢が整備されれば、精神科病院から退院できる精神障害者の人数を、長野県では独自の調査により県全体で230人と算出しています。長野市では、県内全体に対する長野市の精神保健福祉手帳所持者数の割合により算出し、目標としています。

項 目	数 値
第一期計画策定時(平成17年度)の移行者数	1 人
【平成23年度目標値】 地域生活への移行者数	3 7 人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

・福祉施設の利用者のうち、平成23年度中に一般就労に移行する人数を、国の指針では、第一期計画時の一般就労移行実績の4倍以上としています。長野市では、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する割合を第一期計画策定時の4倍を目標としています。

項 目	数 値
第一期計画策定時(平成17年度)の移行者数	2 9 人
【平成23年度目標値】 一般就労への移行者数	4 3 人

・就労移行支援を受けている者の内、就労移行する者
 (第一期計画策定時の平成23年度就労移行支援の定員数見込) 153人 × (平成17年度就労移行率) 2.58% × (国の基本指針により第一期計画策定時の就労移行率の4倍を見込む) 4倍 = 15人
 ・福祉施設(就労継続支援等から一般就労者)
 [(第一期計画策定時の授産施設定員数) 1,240人 - (平成23年度就労移行支援の定員数見込) 153人] × (平成17年度就労移行率) 2.58% = 28人
 ・平成23年度一般就労への移行者数 15人 + 28人 = 43人

第2編

各論

第1章 障害福祉サービスの充実のために

第1節 訪問系サービス

第2節 日中活動系サービス

第3節 居住系サービス

第4節 相談支援

第2章 地域生活支援の充実のために

第1節 必須事業

第2節 任意事業

第3章 サービス確保のために

第1章 障害福祉サービスの充実のために

第1節 訪問系サービス

住み慣れた地域社会や家庭で安心して暮らすことが誰でもできるよう、障害者等に訪問系サービスを提供します。

「第三次長野市障害者行動計画」では、在宅福祉サービスの充実として、障害者等の多様なニーズに応じられる体制を整備し、在宅福祉サービスの質的・量的な充実に努めるとしています。

本計画では、在宅福祉サービスを充実させるため次のとおり設定します。

1 訪問系サービスの概要、現状及びサービス見込量

利用者数(人/月)・サービス量(時間/月)はサービス量を確保するため、各年度のうち最大値の月の数値を原則用いています。

(1) 居宅介護(ホームヘルプ)

【概要】

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。

【現状】

利用者数、サービス量共に増加しています。平成20年度からケアホームでの居宅介護利用が一部緩和されたことにより、サービス量が大きく増加しています。

[市内事業所 49カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	237	269	289
サービス量(時間/月)	5,316	5,995	7,093

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び増加率を考慮して算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	319	352	389
サービス量(時間/月)	8,200	9,479	10,958

(2) 重度訪問介護

【概要】

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

【現状】

利用者数は増加していますが、サービス量は減少しています。これは、居宅介護と移動支援をそれぞれのサービスとして利用する人が多いためです。

[市内事業所 49カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	3	9	12
サービス量(時間/月)	2,818	1,084	839

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	12	12	12
サービス量時間/月)	1,084	1,084	1,084

(3) 行動援護

【概要】

知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

【現状】

利用者数は平成19年度大幅に増加しました。これは、従前居宅介護及び移動支援での支給決定者のうち行動援護対象者については、行動援護への支給決定に変更したためです。平成20年度から利用対象者が緩和されましたが、微増となっています。

サービス量は、一人当たりのサービス量が増加傾向にあります。

[市内事業所 9カ所]

	18年度	19年度	20年度 (~ 9月)
利用者数 (人/月)	19	32	37
サービス量(時間/月)	320	572	734

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び増加率を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数 (人/月)	43	50	58
サービス量(時間/月)	942	1,209	1,551

(4) 重度障害者等包括支援

【概要】

常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【現状】

実際にサービスを受給している人はいません。これは、居宅介護、生活介護、短期入所等の個々のサービスを個々に組み合わせて利用しているためと考えられます。

[市内事業所 2カ所]

【サービス見込量】

市内に指定事業所はありますが、平成23年度までに事業を実施する事業者が見込めないことから、利用者数等は算出していません。

第2節 日中活動系サービス

障害施設利用者の新体系サービスへの移行を推進するとともに、希望する障害者に日中活動系サービスを提供します。

「第三次長野市障害者行動計画」では、施設福祉サービスの充実として、障害の軽減や生活訓練、機能訓練、授産等の作業訓練の拠点として施設の特徴を生かしながら、特に障害格差のないよう精神障害者施設も含め施設の充実を図るとしていません。

また、雇用・就業の促進で、行政機関、教育機関、医療機関などの各種関係機関等の連携を図り、障害者の就労を支援するよう努めるとしていません。

本計画では、施設福祉サービスの充実、雇用・就業の促進を図るため、日中活動系サービスを次のとおり設定します。

1 日中活動系サービスの概要、現状及びサービス見込量

(1) 生活介護

【概要】

常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

【現状】

旧体系からの移行及び新規開設により利用者数、サービス量共に増加しています。

[市内事業所 11カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	105	181	226
サービス量(延人/月)	842	2,232	3,268

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	203	363	529
サービス量（延人/月）	3,289	5,881	8,570

(2) 自立訓練（機能訓練）

【概要】

身体障害者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、理学・作業療法やその他の必要なりハビリテーション等の訓練を、支援計画に基づき行います。

【現状】

平成20年度は、利用者数、サービス量共に減少しています。これは、サービス利用期間（1年6ヵ月）が定められているため、期間終了後は他の日中活動系サービスを利用しているためです。また、冬季間の利用が増える傾向があるためです。

長野市内で事業を行っているのは、長野県立総合リハビリテーションセンターだけです。

[市内事業所 1ヵ所]

	18年度	19年度	20年度 （～9月）
利用者数（人/月）	34	34	19
サービス量（延人/月）	435	493	301

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	34	44	44
サービス量（延人/月）	493	669	669

(3) 自立訓練（生活訓練）

【概要】

知的・精神障害者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を、支援計画に基づき行います。

【現状】

平成19年度に利用者数、サービス量共に大幅に増加しましたが、平成20年度は減少しています。これは、機能訓練と同様にサービス利用期間が定められているため、期間終了後は他の日中活動系サービスを利用しているためです。

[市内事業所 6カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	6	55	49
サービス量(延人/月)	63	992	930

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

また、順次、入所施設（旧体系サービス）から移行も進みます。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	92	102	142
サービス量(延人/月)	1,122	1,244	1,732

(4) 就労移行支援

【概要】

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

【現状】

平成19年度に通所授産施設からの移行が多くあり、利用者数、サービス量共に大幅に増加しています。

[市内事業所 13カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	15	112	139
サービス量(延人/月)	208	2,077	2,684

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	188	198	242
サービス量(延人/月)	2,463	2,594	3,170

(5) 就労継続支援 A型

【概要】

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

【現状】

平成19年度にながのコロニー福祉工場が、旧体系から移行したことから利用者数、サービス量共に大幅に増加しました。[市内事業所 1ヵ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	7	57	53
サービス量(延人/月)	131	1,074	1,027

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	67	77	87
サービス量（延人/月）	1,280	1,471	1,662

(6) 就労継続支援 B型

【概要】

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

【現状】

共同作業所・通所授産施設からの移行先及び一般就労困難者の利用先として利用者数、サービス量共に増加しています。[市内事業所 12ヵ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数（人/月）	75	179	203
サービス量(延人/月)	1,200	3,036	3,524

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	255	301	477
サービス量（延人/月）	4,692	5,538	8,777

(7) 療養介護

【概要】

病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

【現状】

平成18年度から20年度まで、利用者数は増えていません。

[市内事業所 0カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	9	9	9

【サービス見込量】

平成21年度以降は、自然増を見込んでいます。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	9	10	11

(8) 児童デイサービス

【概要】

障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や団体生活への適応訓練などを行います。

【現状】

新規事業者の開設がなく、利用者、サービス量共に変化は少ないものになっています。

[市内事業所 5カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人/月)	55	63	72
サービス量(延人/月)	529	670	621

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	72	72	72
サービス量（延人/月）	691	691	691

(9) 短期入所（ショートステイ）

【概要】

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【現状】

新規開設が少なく、入所施設・病院等の空ベッド利用による利用もあるため、大きな変化は少ないものとなっています。 [市内事業所 14カ所]

	18年度	19年度	20年度 （～9月）
利用者数（人/月）	95	99	115
サービス量（延人/月）	553	614	588

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/月）	115	120	125
サービス量（延人/月）	656	684	713

第3節 居住系サービス

地域での居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所、入院から地域への移行を進めます。

「第三次長野市障害者行動計画」では、障害者向け住宅の供給等の充実として、障害者が生活する場所を自ら決定し自立していくための住宅の確保に努めるとしています。

また、施設福祉サービスの充実で、障害に応じた本人の意思による選択で、施設入所支援がなされるか常に配慮に努めるとしています。

本計画では、障害者向け住宅の供給等の充実、施設福祉サービスの充実のため、居住系サービスを次のとおり設定します。

1 居住系サービスの概要、現状及びサービス見込量

(1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

【概要】

共同生活援助（グループホーム）は、日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。

共同生活介護（ケアホーム）は、日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

【現状】

地域移行の進展により、グループホーム、ケアホームの需要が多く利用者数は、増加しています。

[市内事業所 62カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人)	212	258	281

【サービス見込量】

平成21・22年度は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人)	367	426	628

(2) 施設入所支援

【概要】

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

【現状】

旧体系施設の移行が進まず、わずかな増加となっています。

[市内事業所 1カ所]

	18年度	19年度	20年度 (～9月)
利用者数(人)	30	39	44

【サービス見込量】

第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人)	140	210	380

第4節 相談支援

1 相談支援の概要、現状及びサービス見込量

障害者等が地域において自立した日常生活、社会生活を営むため、障害福祉サービスの適切な利用が確保されるよう、相談支援体制の一層の整備を図ります。

「第三次長野市障害者行動計画」では、相談体制及び情報収集・提供の充実として障害者等の相談に応じ、不安解消や問題解決のため、相談・指導体制の充実に努めるとしています。

本計画では、サービス利用計画作成の対象となる障害者を次のとおり設定します。

(1) 相談支援

【概要】

対象となる障害者は次のとおりです。

入所、入院から地域生活へ移行するため、一定期間集中的な支援が必要な障害者

単身で生活し障害福祉サービスの利用に関する調整をすることが困難で、計画的な支援を必要とする障害者

重度障害者等包括支援の対象で、重度訪問介護等のほか障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者

【現状】

利用対象者が限定されているため、利用者数はあまり増加していませんが、長野市独自のケアプラン作成事業により、対象外利用者のサービス利用計画作成について補っています。 [市内事業所 14カ所]

	18年度	19年度	20年度 (見込)
利用者数(人/月)	9	25	29

【サービス見込量】

第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/月)	29	29	29

第2章 地域生活支援の充実のために

第1節 必須事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、全国の市町村で均一の障害福祉サービスを提供することとしています。

地域生活支援の必須事業として、次のとおり設定します。

1 必須事業の概要、現状及びサービス見込量

(1) 相談支援事業

障害に応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、相談に応じ必要な情報提供や必要な援助などを行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。

ア 相談支援事業所

市が相談支援事業等実施事業所として委託契約を締結した事業所

	18年度	19年度	20年度	第二期計画		
				21年度	22年度	23年度
事業所数(カ所)	5	8	8	8	8	8

イ 地域自立支援協議会(長野市障害ふくしネット)

相談支援事業をはじめとする地域福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

	18年度～20年度	第二期計画
		21年度～23年度
設置の有無	有	有

ウ 相談支援機能強化事業

専門的職員を配置し、下記業務を行います。

専門的知識を必要とする困難ケース等へ対応します。

長野市自立支援協議会を構成する相談支援事業者に対する専門的な指導、助言等を行います。

市内の相談支援体制の整備状況、障害者等及び保護者等のニーズ等を考慮した相談支援事業実施計画の作成を行います。

長野市障害ふくしネット（地域自立支援協議会）の運営を行います。

	18年度～20年度	第二期計画
		21年度～23年度
設置の有無	有	有

エ 住宅入居等支援事業

公営住宅又は民間の賃貸住宅への入居が困難な知的障害者又は精神障害者に対し、下記調整等を行います。

不動産事業者に対する物件のあっせん依頼及び家主等との当該住宅の賃貸借契約の締結手続きに係る支援を行います。

利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要な場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務を行います。

	18・19年度	20年度	第二期計画
			21年度～23年度
設置の有無	無	有	有

オ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、民法（明治29年法律第89号）第843条に規定する成年後見人の選任が有効であると認められる障害者等に対し、成年後見人に係る制度の利用を支援することにより、当該障害者等の権利擁護を図り、成年後見人の選任に係る申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

	18年度～20年度	第二期計画
		21年度～23年度
設置の有無	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

ア 手話通訳者派遣事業

【概要】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害があり、日常生活や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。

【現状】

手話通訳者等派遣者数は、増加しています。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
手話通訳者等派遣者数(人/年)	662	759	839

【サービス見込量】

手話通訳者派遣者数は、第一期計画期間の実績値及び増加率を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
手話通訳者等派遣者数(人/年)	927	1,024	1,132

イ 手話通訳者設置事業

【概要】

公的機関に手話通訳者を設置して事務手続き等の支援を行います。

【現状】

手話通訳者は、長野市保健福祉部障害福祉課に1人設置しています。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
手話通訳者設置数 (人)	1	1	1

【サービス見込量】

手話通訳者設置数は、平成21年度以降、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
手話通訳者設置数 (人)	1	1	1

(3) 日常生活用具給付等事業

【概要】

重度の身体障害、知的障害、精神障害があり自立した日常生活や社会生活をするため日常生活用具が必要とする場合、一定の日常生活用具の支給又は貸し出しを行います。

【現状】

従前、補装具の対応となっていたストーマ装具等の排せつ管理支援用具の給付が増加しています。障害者向け新規開発支援用具製品については、障害者及び介護者の利便が図られる製品であれば極力給付対象としています。

[単位:件/年]

	18年度	19年度	20年度 (見込)
介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	40	28	32
自立生活支援用具 (火災警報器等)	53	98	100
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	80	86	80
情報・意思疎通支援用具 (視覚障害者用拡大読書器等)	81	102	88
排せつ管理支援用具() (ストーマ装具)	228	750	1,094
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	18	13	18

平成18年度排せつ管理支援用具については、平成18年10月に補装具から日常生活用具に変更になったため見込量は半年分

【サービス見込量】

平成21年度以降、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

[単位:件/年]

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	32	32	32
自立生活支援用具 (火災警報器等)	100	100	100
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	86	86	86
情報・意思疎通支援用具 (視覚障害者用拡大読書器等)	102	102	102
排せつ管理支援用具 (ストーマ装具)	1200	1,250	1,300
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	18	18	18

(4) 移動支援事業

【概要】

屋外での移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。

障害児自立サポート（外出サポート）事業等の数値も含んでいます。

【現状】

利用者数、サービス量共に増加しています。

	18年度（ ）	19年度	20年度 （見込）
利用者数（人/年）	963	1,380	1,539
サービス量（時間/年）	11,689	24,582	29,160

平成18年10月開始

【サービス見込量】

利用者数、サービス量は、平成21年度以降、第一期計画期間の実績値及び増加率を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数（人/年）	1,586	1,633	1,680
サービス量（時間/年）	31,754	34,826	37,927

(5) 地域活動支援センター

【概要】

地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、生活訓練、社会適応訓練や入浴サービスなどの生活支援、相談支援などを行います。

【現状】

基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会の提供等）に加え、相談支援事業（型の場合）入浴等のサービスを実施（型の場合）障害者援護事業（型）を行っています。平成20年度型が1ヵ所減少するのは、就労継続支援B型事業所へ移行するためです。

		18年度	19年度	20年度 (見込)
型 (相談支援等)	事業所数(カ所)	4	5	5
	定員数(人分)	83	100	100
型 (旧デイサービス)	事業所数(カ所)	1	2	2
	定員数(人分)	16	30	30
型 (旧小規模授産)	事業所数(カ所)	-	3	2
	定員数(人分)	-	30	20

【サービス見込量】

平成21・22年度は、第一期計画期間の実績値及び新体系への移行計画を基に算出しています。

		第二期計画		
		21年度	22年度	23年度
型 (相談支援等)	事業所数(カ所)	6	6	6
	定員数(人分)	115	115	120
型 (旧デイサービス)	事業所数(カ所)	1	1	2
	定員数(人分)	20	20	30
型 (旧小規模授産)	事業所数(カ所)	5	5	10
	定員数(人分)	53	53	143

第2節 任意事業

障害者等の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう長野市独自で地域生活支援の任意事業として、次の障害福祉サービスを提供します。

1 任意事業の概要、現状及びサービス見込量

(1) 在宅障害者タイムケア・障害児自立サポート事業

【概要】

在宅障害者タイムケア事業は、自宅で介護を行う人が病気の場合などに、食事や排せつなどの生活介護を時間単位で行います。

は、障害児の自立を支援するため、食事や排せつなどの生活介護や自主性、社会性の向上のための支援などの外出支援のサービスを行います。

なお、障害児自立サポート（外出サポート）事業は、移動支援事業の中に含まれています。

【現状】

利用者数は、増加しています。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
利用者数(人/年)	597	635	715

【サービス見込量】

平成21年度以降は、第一期計画期間の実績値及び増加率を考慮して算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/年)	772	811	852

(2) 訪問入浴サービス事業

【概要】

重度の障害者や難病患者の身体の清潔や機能を維持するため、移動入浴車を使用して入浴サービスを行います。

【現 状】

利用者数は、ほぼ現状で推移しています。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
利用者数(人/年)	17	19	19

【サービス見込量】

平成21年度以降、第一期計画期間の実績値及び増加率を考慮して算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/年)	20	22	24

(3) 自動車運転免許取得費助成

【概 要】

身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要とする経費を一定の率で補助を行います

【現 状】

利用者数は、ほぼ現状で推移しています。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
利用者数(人/年)	1	2	2

【サービス見込量】

平成21年度以降、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/年)	3	3	3

(4) 自動車改造助成

【概要】

身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要とする経費や自動車の改造に必要とする経費を一定の率で補助を行います

【現状】

平成19年度に、対象者要件を緩和したことにより利用者数が増加しました。

	18年度	19年度	20年度 (見込)
利用者数(人/年)	10	20	20

【サービス見込量】

平成21年度以降、第一期計画期間の実績値を基に算出しています。

	第二期計画		
	21年度	22年度	23年度
利用者数(人/年)	20	20	20

第3章 サービス確保のために

障害者自立支援法の大きな目標は、施設から自宅やグループホームなどできる限り地域で生活を送る「地域移行」と、「障害者の就労」を支援し経済的な自立の促進を掲げています。

利用者本位の視点に立った障害福祉サービスの再編は、障害者の特性や種別に最適な障害福祉サービスを自ら選択して決定し、組み合わせることによって利用することが可能となりました。

障害者等が主体的に暮らしていくことができる「自立」を支援するための社会基盤の整備に努めます。

長野市が以前から独自で障害者個々の状況を把握したうえでサービス利用計画書（ケアプラン）の作成と、事後評価（モニタリング）等により、障害者の年齢に応じた相談支援を行ってきた「長野市障害ふくしネット」を「地域自立支援協議会」と位置付け、ボランティアや市民団体の参加を求め、

人材育成や障害者理解などの事業の充実を図ります。

支援機関によるネットワークの一層の整備を行います。

困難事例への対応のあり方に関する協議、調整を行います。

地域の社会資源の開発、改善を行います。

障害のある人もない人も共に等しく自分の意志で選択し、社会活動に参加でき、人間として尊厳をもって当たり前な生活が送れる社会を創造することを基本理念とした「長野市第三次障害者行動計画」に基づき、障害者の自立した生活の実現のために、障害福祉計画でのサービス量確保のため次の方策を実施していきます。

1 訪問系サービス

住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を安定的に送るためには訪問系サービスがますます重要になってきます。

現状のサービス水準の維持に留まらず、障害者等の多様な要望やますます進む高齢社会等の社会状況に的確に対応できる質の高いサービスを提供するため、障害者へのサービス提供等障害福祉に携わる者の研修など人材の育成に一層努めます。

2 日中活動系サービス

現在、市内の障害福祉施設では、障害者の状況に応じた介護や自立・就労訓練など日中の活動を保障する事業を展開しています。

障害者等が地域や家庭で自立した生活を確立するため、障害福祉サービスを提供する福祉施設は、地域での拠点として重要な役割を果たしていますが、今後は、新たに障害福祉サービスの提供に参画を希望する者などに対しても、県と広域的な調整を図るなかで、複数の障害福祉サービスを提供できる多機能型等の福祉施設の整備を促進し、見込量の確保に努めます。

また、就労支援に関しては、企業や教育などの各種関係機関との情報交換が常にできる体制整備、連携強化に努め、福祉就労や一般企業就労など就労の拡大や経済的自立が図れるよう支援策を進めます。

なお、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したことから、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

3 居住系サービス

障害者等が、自ら選んで地域で自立した生活を送るためには、「本人の力」、「周囲の支援」、「地域の人たちの理解」など相互関係によって成り立ちます。

退院可能な精神障害者や社会福祉施設に入所している障害者の地域移行を進めるための条件整備として、グループホーム及びケアホームの整備促進と障害者への理解のための啓発に努めます。

4 相談支援

障害者自立支援法の下、障害福祉サービスを利用する障害者に継続的及び計画的にサービスを提供できるよう、これまで長野市が先駆的に行ってきたケアプラン作成事業をベースに相談事業者の充実に努めます。

5 地域生活支援

(1) 必須事業

ア 相談支援体制整備

障害特性に配慮し障害者 ケアマネジメント手法を活用したケアプラン作成により、障害者が住み慣れた地域で生活するための生活支援を、現在17事業所、78人の ケアプランナーに委託し、障害者の自立に向けて相談支援を行っています。

ケアマネジメント：障害者個々の状況を把握し（アセスメント）、ケアプラン作成、事後評価を実施し、対象の障害者に最適なケアプランを作成する手法。

ケアプランナー：ケアプラン作成のための従事者。

障害者等に適正なサービス等を提供するため、地域にある社会資源等を活用し、サービスの質の向上と調整を図ることを目的とした、「長野市障害ふくしネット」の充実、機能強化に努めます。

また、国、県等の関係機関と連携し、保健、医療、福祉、雇用、教育、生活環境など障害者の生活全般にわたる相談支援体制の充実にも努めます。

イ コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能障害者に手話通訳者等派遣を無料で実施していますが、派遣事業をより充実させるため通訳者等の人材養成を一層推進します。

また、コミュニケーション支援事業を委託している、長野市聴覚障害者センター「デフネットながの」の機能を充実させ、手話通訳者等のネットワークの整備に努めます。

ウ 日常生活用具給付等

重度障害者に対し、日常生活用具の給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成し障害者の自立に向け支援に努めます。

エ 移動支援

障害者の日常生活、社会生活に必要とする屋外での移動に対して、障害者1人に対して支援者1人の個別支援、又は障害者複数人に対し支援者の複数支援などの、利用しやすい制度整備を実施し地域での生活及び社会参加を促し、見込量の確保に努めます。

オ 地域活動支援センター

障害者の通所施設として、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進を図るため、柔軟な事業を実施し、障害者の地域での生活を支援します。

(ア) 型

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の配置を行い、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図る普及啓発を相談支援事業と併せて実施します。

(イ) 型

雇用や就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等の生活支援を実施します。

(ウ) 型

従来の小規模作業所の充実を図り、障害者のための援護を実施します。

(2) 任意事業

ア 在宅障害者タイムケア

在宅障害者の介護軽減と、在宅障害者の日常生活の継続的な支援のため、

時間的支援としてタイムケアを実施します。在宅障害者の近隣に在住する顔なじみの知人等もタイムケア介護者として取り扱うなど、制度の充実に努めます。

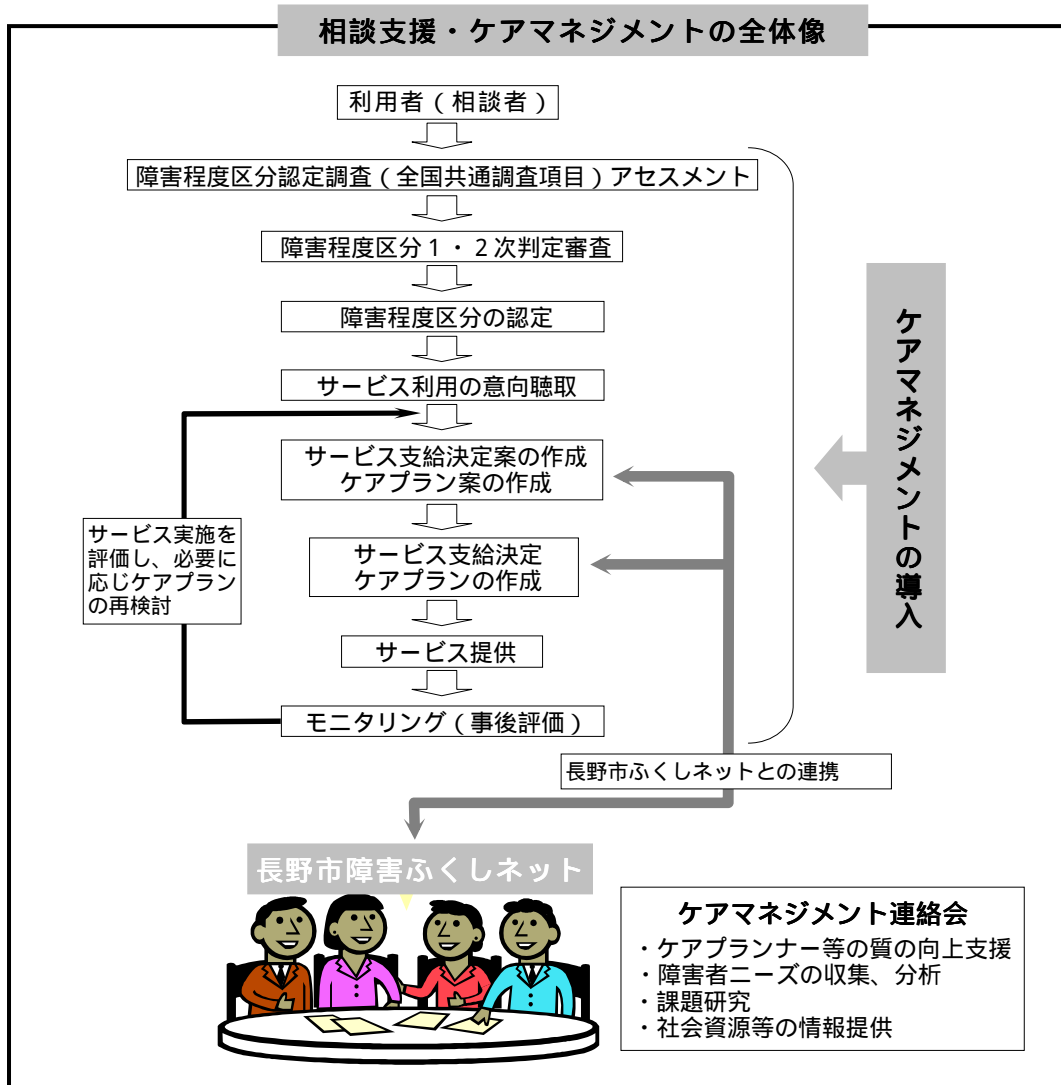
イ 障害児自立サポート事業

障害児に係るタイムケア事業及び障害児社会適応訓練事業の見直しと統合を図り、更に外出介護も対象とする事業として整備しました。

放課後や長期休暇、外出時及び夜間における緊急時にも対応し、食事、排せつ等の生活介護や社会に適応するための日常的な訓練等の支援及び外出支援のサービスの充実に努めます。

ウ 訪問入浴サービス

日常生活で常時介護を必要とする重度の障害者及び難病患者等への福祉の増進のため、移動入浴車による入浴介助のサービスについては、障害者及び世帯の状況等を把握し適正なサービス提供に努めます。



長野市障害ふくしネットの概要

